



発行 新潟県

**第 39 号**

令和4年5月27日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 657 漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出（水産課）
- 658 保安林の指定（治山課）
- 659 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 660 土地改良事業変更計画の適当決定（農地計画課）
- 661 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 662 令和4年度地籍調査事業計画の策定（農村環境課）
- 663 公共測量の実施通知（監理課）
- 664 建設業法による許可の取消し（監理課）
- 665 公共測量の終了通知（監理課）
- 666 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 667 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 668 宅地建物取引業法による免許取消しの処分（建築住宅課）
- 669 新潟県奨学金の返還に係る未収金の収納の事務委託（高等学校教育課）

公 告

- 大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（地域産業振興課）
- 新潟県農業大学の学生募集（経営普及課）
- 公聴会の開催（都市政策課）
- 一般競争入札の中止（出納局会計検査課）
- 一般競争入札の実施（警察本部会計課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 特定調達契約の契約者等（病院局業務課）
- 特定調達契約の契約者等（病院局業務課）

告 示

◎新潟県告示第657号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出が次のとおりあった。

なお、届出に係る指定漁船調書を令和4年5月27日から令和4年6月10日まで縦覧に供する。

令和4年5月27日

新潟県知事 花 角 英 世

届出事項

- 1 発起人の住所及び氏名
  - 新潟県糸魚川市大字市振873番地5
  - 大巻 信浩
  - 新潟県糸魚川市大字市振547番地1

建部 謙輔

新潟県糸魚川市大字市振767番地

北村 春樹

- 2 加入区 青海町加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
青海町漁業協同組合

◎新潟県告示第658号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和4年5月27日

新潟県上越地域振興局長

- 1 保安林の所在場所  
新潟県上越市大字夷浜字北原159の1、160から163まで、168
- 2 指定の目的  
飛砂の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県上越地域振興局農林振興部及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第659号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新潟市の新潟北土地改良区の定款の変更を令和4年5月17日認可した。

令和4年5月27日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第660号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、次の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、令和4年5月30日から令和4年6月24日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年5月27日

新潟県長岡地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
小千谷市 小千谷西南土地改良区	小千谷西南 土地改良区	維持管理	変更	土地改良事業 （変更）計画 書の写し 定款の写し	長岡市役所 小千谷市役所	第48条

- 1 異議の申出について  
この土地改良事業計画の変更の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。
- 2 土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えについて
  - (1) この土地改良事業計画の変更の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の変更の適当決定があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（異議の申出をした場合には(2)）の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第661号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、佐渡市の新穂村土地改良区の定款の変更を令和4年5月18日認可した。

令和4年5月27日

新潟県佐渡地域振興局長

◎新潟県告示第662号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和4年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

令和4年5月27日

新潟県知事 花角 英世

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
柏崎市	柏崎市の第1計画区及び第2計画区	令和5年3月31日まで
十日町市	十日町市の八箇第1計画区及び八箇第2計画区	〃
見附市	見附市の第9計画区及び第9-2計画区	〃
村上市	村上市の神林第34-1計画区・神林第34-2計画区・神林第34-3計画区及び朝日第36計画区	〃
糸魚川市	糸魚川市の第27計画区	〃
妙高市	妙高市の第1-2-1計画区	〃
阿賀野市	阿賀野市の第40計画区・第41計画区・第42計画区及び第43計画区	〃
魚沼市	魚沼市の第11計画区及び第43計画区	〃
南魚沼市	南魚沼市の第12-1計画区・第12-2計画区及び第12-3計画区	〃

弥彦村	弥彦村の第42計画区・第43計画区及び第44計画区	〃
田上町	田上町の第9計画区	〃
阿賀町	阿賀町の第10-2計画区及び第11計画区	〃
湯沢町	湯沢町の第2020-1計画区・第2020-2計画区及び2020-3計画区	〃
刈羽村	刈羽村の第16-2計画区・第16-3計画区・第16-4計画区及び第16-5計画区・第17-1計画区及び第17-2計画区	〃
関川村	関川村の第22計画区及び第23計画区	〃
湯之谷地域 森林組合	魚沼市の湯森林第1-1計画区・湯森林第2-1計画区・湯森林第2-2計画区・湯森林第3-1計画区・湯森林第3-2-1計画区及び湯森林第3-2-2計画区	〃

◎新潟県告示第663号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、南魚沼市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年5月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（航空写真撮影及びデジタルオルソ作成）
- 2 作業期間 令和4年4月22日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域 南魚沼市地内

◎新潟県告示第664号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

令和4年5月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 処分をした年月日 令和4年2月8日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
のぞみ興業  
小岩 勇
- 3 主たる営業所の所在地  
魚沼市須原5293-5
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-28）第42514号
- 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実

令和4年2月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 
- 1 処分をした年月日 令和4年2月16日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
齋藤建築株式会社  
齋藤 慎平
  - 3 主たる営業所の所在地  
燕市熊森1503
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第45222号
  - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年2月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和4年3月2日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
クボタエンジニア  
久保田 健一
  - 3 主たる営業所の所在地  
南魚沼市六日町1637
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第45308号
  - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年2月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和4年2月15日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社関東屋左官店  
関 晃
  - 3 主たる営業所の所在地  
南魚沼市浦佐1412
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-2)第44860号
  - 5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、左官工事業、とび・土工工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年2月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和4年2月8日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社水倉組  
水倉 直人
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市西蒲区巻甲5480
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-29)第42646号
  - 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
-

## 6 処分の原因となった事実

令和4年2月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

---

## 1 処分をした年月日 令和4年2月8日

## 2 被処分者の商号、代表者の氏名

本間興業株式会社

本間 直人

## 3 主たる営業所の所在地

阿賀野市保田783-1

## 4 許可番号 新潟県知事許可(般-30)第45494号

## 5 処分の内容 解体工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

## 6 処分の原因となった事実

令和4年2月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

---

## 1 処分をした年月日 令和4年2月7日

## 2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社一成建設

中田 大輔

## 3 主たる営業所の所在地

上越市下門前1983

## 4 許可番号 新潟県知事許可(般-3)第46141号

## 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

## 6 処分の原因となった事実

令和4年2月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

---

## 1 処分をした年月日 令和4年2月9日

## 2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社笠井木材店

笠井 啓子

## 3 主たる営業所の所在地

佐渡市千種1156-1

## 4 許可番号 新潟県知事許可(般-1)第45866号

## 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

## 6 処分の原因となった事実

令和4年2月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

---

## 1 処分をした年月日 令和4年2月4日

## 2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社吉原工業

吉原 昭法

## 3 主たる営業所の所在地

柏崎市鯨波乙568-6

---

- 
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般特－29）第19106号
  - 5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年2月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和4年2月2日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
松永建巧  
松永 栄一
  - 3 主たる営業所の所在地  
見附市三林町甲374
  - 4 許可番号 新潟県知事許可（般－1）第44610号
  - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年2月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和4年2月24日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社富中産業  
中田 勝智
  - 3 主たる営業所の所在地  
村上市南町2-6-48
  - 4 許可番号 新潟県知事許可（般－3）第20700号
  - 5 処分の内容 内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年2月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和4年3月16日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社馬場工務所  
馬場 一也
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市秋葉区新津本町2-1-28
  - 4 許可番号 新潟県知事許可（般特－29）第1073号
  - 5 処分の内容 管工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年2月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和4年3月16日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
TAKEDEN  
竹田 義幸
-

- 3 主たる営業所の所在地  
上越市大字富岡2659-6
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-2)第44939号
  - 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年2月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和4年2月28日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社サンビュア  
佐藤 晴秋
  - 3 主たる営業所の所在地  
柏崎市平井3378
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-30)第39491号
  - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年2月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和4年2月14日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
寺泊産業株式会社  
高橋 一志
  - 3 主たる営業所の所在地  
長岡市寺泊上田町9769-61
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-29)第7284号
  - 5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年2月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和4年2月15日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社川上建設  
川上 義明
  - 3 主たる営業所の所在地  
五泉市菅出1095
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第12639号
  - 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年2月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和4年3月22日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
-



株式会社銀山製作所

銀山 秀和

3 主たる営業所の所在地

見附市今町3-176-4

4 許可番号 新潟県知事許可(般-3)第21303号

5 処分の内容 鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和4年3月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

---

1 処分をした年月日 令和4年3月24日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

佐藤建築

佐藤 哲夫

3 主たる営業所の所在地

東蒲原郡阿賀町鹿瀬1040

4 許可番号 新潟県知事許可(般-2)第40173号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和4年3月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

---

1 処分をした年月日 令和4年3月24日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

大信左官

大久保 信幸

3 主たる営業所の所在地

南魚沼市大崎4095-3

4 許可番号 新潟県知事許可(般-30)第41419号

5 処分の内容 左官工事業、タイル・れんが・ブロック工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和4年3月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

---

1 処分をした年月日 令和4年3月18日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社本間建設工業

本間 俊雄

3 主たる営業所の所在地

新潟市秋葉区下新字俣の内211-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-2)第12988号

5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、水道施設工事業、解体工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

令和4年3月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

---

- 
- 1 処分をした年月日 令和4年3月17日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社山本材木店  
山本 一也
  - 3 主たる営業所の所在地  
柏崎市大字大湊196-2
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-3)第45171号
  - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年3月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和4年3月23日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
デンカ工販株式会社  
永井 健司
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市中央区美咲町2-3-34
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-2)第14800号
  - 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る特定建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年3月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和4年3月1日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社田代屋工業  
高橋 俊博
  - 3 主たる営業所の所在地  
十日町市野口553
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-2)第44766号
  - 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年3月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和4年3月23日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
ケイ・スリー  
金井 桂太
  - 3 主たる営業所の所在地  
三条市嘉坪川2-2-9-2
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-2)第46094号
  - 5 処分の内容 屋根工事業、板金工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年3月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 
- 1 処分をした年月日 令和4年3月15日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
有限会社村山建装  
村山 武夫
  - 3 主たる営業所の所在地  
新発田市緑町3-4-20
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第31046号
  - 5 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年3月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和4年3月11日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社ダイレクトジャパン  
岩崎 和仁
  - 3 主たる営業所の所在地  
新潟市中央区山二ツ3-13-16
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-1)第39836号
  - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年3月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和4年3月14日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
近建築  
近 久二夫
  - 3 主たる営業所の所在地  
村上市大字坂町623-748
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第42656号
  - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 6 処分の原因となった事実  
令和4年3月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
- 

- 1 処分をした年月日 令和4年3月7日
  - 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
スマシア株式会社  
宮本 吉裕
  - 3 主たる営業所の所在地  
上越市寺町812-1
  - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-3)第45187号
  - 5 処分の内容 解体工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
  - 6 処分の原因となった事実
-

令和4年3月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和4年3月1日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社仲丸組  
仲丸 恵美子
- 3 主たる営業所の所在地  
魚沼市田中796-乙
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-29)第7593号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実  
令和4年3月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和4年3月4日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社新越工業  
栢森 大樹
- 3 主たる営業所の所在地  
五泉市町屋甲921-1
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-3)第26042号
- 5 処分の内容 機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実  
令和4年3月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

- 1 処分をした年月日 令和4年3月4日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名  
株式会社オーエム興業  
宮下 修
- 3 主たる営業所の所在地  
柏崎市堀1394-20
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-3)第45012号
- 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実  
令和4年3月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

#### ◎新潟県告示第665号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局信濃川河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年5月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 令和3年11月29日から令和4年3月25日まで

3 作業地域 小千谷市真人町一部

---

#### ◎新潟県告示第666号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和4年5月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 都市計画の種類及び名称  
種類 新潟都市計画都市再生特別地区（新潟市決定）  
名称 都市再生特別地区 新潟駅南口西地区
  - 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局都市政策課
- 

#### ◎新潟県告示第667号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和4年5月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称  
種類 長岡都市計画駐車場（見附市決定）  
名称 1号 見附駅前自転車駐車場
  - 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局都市政策課
- 

#### ◎新潟県告示第668号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項の規定により、次のとおり宅地建物取引業の免許を取り消した。

令和4年5月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 被処分者の商号又は名称、代表者の氏名  
有限会社中山建築工業  
代表取締役 中山 功
  - 2 主たる事務所の所在地  
新潟市秋葉区朝日117番地1
  - 3 免許証番号  
新潟県知事（8）第3210号
  - 4 免許の取消年月日  
令和4年5月17日
- 

#### ◎新潟県告示第669号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、新潟県奨学金の返還に係る未収金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年5月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 委託した事務の範囲  
新潟県奨学金の返還に係る未収金のうち一部の未収金の収納事務
  - 2 受託者の氏名又は名称及び住所  
弁護士法人 一番町綜合法律事務所  
東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
  - 3 委託期間
-

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

## 公 告

### 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和4年5月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 原信古正寺店  
所在地 長岡市古正寺町字中割8-1 外  
設置者 株式会社原信
- 2 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - ア 駐輪場の位置  
(変更前) 届出書に添付された図面のとおり  
(変更後) 届出書に添付された図面のとおり
    - ウ 荷さばき施設の位置  
(変更前) 届出書に添付された図面のとおり  
(変更後) 届出書に添付された図面のとおり
    - ウ 廃棄物等保管施設の位置  
(変更前) 届出書に添付された図面のとおり  
(変更後) 届出書に添付された図面のとおり
- 3 変更年月日  
令和4年12月16日
- 4 変更の理由  
老朽化した建物1の建て替えに伴い、施設の配置を変更するため
- 5 届出年月日  
令和4年4月15日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働部地域産業振興課  
(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
令和4年5月27日から令和4年9月27日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
地域産業振興課 小規模企業支援係  
電 話 025-280-5235  
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

### 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和4年5月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 SUPER CENTER PLANT-5 刈羽店  
所在地 刈羽郡刈羽村大字刈羽字大谷地3889番地 外

設置者 刈羽郡刈羽村

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更（駐車場の収容台数、駐輪場の位置及び収容台数、荷さばき施設の位置及び面積、廃棄物等の保管施設の位置及び容量）に関する届出

公告日 令和3年12月24日

3 意見の概要

(1) 刈羽村からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和4年5月27日から令和4年6月27日まで

新潟県農業大学校の学生募集について（公告）

令和5年度の新潟県農業大学校の学科学生を下記により募集する。

令和4年5月27日

新潟県農業大学校長 佐藤 一志

1 所在地

新潟県新潟市西蒲区巻甲12021

2 募集定員

卒業時、短期大学卒業同等資格（人事院規則による。）

学 科	募集定員	専攻部門
稲作経営科	40人程度	稲作専攻
園芸経営科	30人程度	野菜専攻、果樹専攻、花き専攻
畜産経営科	10人程度	酪農専攻、肉畜専攻
合 計	80人	

3 修業年限

2年

4 出願資格

(1) 推薦入校

本校の推薦入校試験は、学校長推薦と地域推薦とし、出願できる者はそれぞれ次のとおりとする。

なお、推薦入校者数は、募集定員のおおむね70%とする。

ア 学校長推薦の場合

次の各号のいずれにも該当する者とする。

(ア) 学校教育法（昭和22年法律第26号）。以下「学校教育法」という。）に基づく高等学校若しくは中等教育学校を令和5年3月卒業見込みの者

(イ) 自立性と協調性に富み、心身ともに健全な者

(ロ) 本校卒業後、新潟県内において就農（農業経営者のほか農業法人への就業等によるものを含む。）又は農業・農村地域の指導に携わる強い意志がある者

(ハ) 高等学校長又は中等教育学校長が作成する調査書の「全体の学習成績の状況」が3.0以上の者

(ニ) 合格した場合は、入校することを確約できる者

イ 地域推薦の場合

入校志願者の出身地を所管する農業普及指導センター所長若しくは出身地の市町村長が、次の各号のいずれにも該当すると認めた者とする。

(ア) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者（卒業見込みの者は除く）又は校長がこれと同等以上の学力を有すると認めた者で、次のいずれかを満たす者

a 認定新規就農者

b 認定農業者の後継者

- (イ) 自立性と協調性に富み、心身ともに健全な者
- (ロ) 本校卒業後、認定新規就農者にあつては新潟県内の地域において引き続き就農を継続する強い意志がある者、認定農業者の後継者にあつては新潟県内の当該経営を継承する強い意志がある者
- (エ) 合格した場合は、入校することを確約できる者

## (2) 一般入校

次の各号のいずれにも該当する者とする。

- ア 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者(令和5年3月卒業見込みの者を含む。)  
又は校長がこれと同等以上の学力を有すると認めた者
- イ 自立性と協調性に富み、心身ともに健全な者
- ウ 本校卒業後、新潟県内において就農(農業経営者のほか農業法人への就業等によるものを含む。)又は農業・農村地域の指導に携わる意志がある者

## 5 出願書類

- (1) 入校願書
- (2) 受験票

写真(出願前3か月以内に撮影した正面上半身脱帽縦4.5センチメートル×横3.5センチメートル)は、裏面に氏名を記入し、写真貼付欄にのりづけること。

- (3) 出身高等学校又は出身中等教育学校の調査書

卒業後年数が経過したため調査書の発行が不可能な場合は、卒業証明書を提出すること。

また、最終学歴が高等学校又は中等教育学校以外の場合、最終出身学校の成績証明書もあわせて提出のこと。

- (4) 営農状況等調査書
- (5) 学校長推薦の入校志願者にあつては、高等学校長又は中等教育学校長の推薦書
- (6) 地域推薦の入校志願者にあつては、入校志願者の出身地を所管する農業普及指導センター所長若しくは出身地の市町村長の推薦書、及び認定新規就農者は青年等就農計画認定書、認定農業者の後継者は農業経営改善計画認定書の写し

## 6 出願期間

- (1) 推薦入校試験

ア 学校長推薦

令和4年10月3日(月)～10月7日(金)

イ 地域推薦

令和4年10月3日(月)～10月7日(金)

- (2) 一般入校試験

ア 前期

令和4年11月14日(月)～11月18日(金)

イ 中期

令和5年1月10日(火)～1月13日(金)

ウ 後期

令和5年2月13日(月)～2月17日(金)

なお、一般入校後期試験の募集定員は若干名とし、一般入校中期試験終了時の合格者数により、一般入校後期試験を実施しないことがある。

一般入校後期試験を実施しない場合は、本校ホームページに掲載する。

## 7 出願方法

いずれの入校試験とも、次のとおりとする。

- (1) 郵送又は持参によること。
- (2) 郵送の場合、簡易書留とし、出願期間最終日の消印まで有効とする。
- (3) 持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。(土曜日、日曜日及び祝日は受け付けをしない。)

## 8 出願上の注意事項

- (1) 入校願書、受験票には、第2志望の専攻部門を記入することができる。
- (2) 受験票返送用封筒を同封すること。(長3封筒に住所と氏名を記入し、簡易書留料金分の切手を貼付すること)



(3) 郵送で出願の場合、封筒の表に「入校願書在中」と朱書きし、簡易書留とすること。

(4) 障害等を有する入校志願者の事前相談について

本校に入校を志願する者で、障害を有する等、受験上又は修学上特別な配慮を必要とする者は、各入校試験出願開始日の1か月前までにその旨を記載した文書(様式任意)を提出すること。

必要に応じて、入校志願者及び関係者等と面談を行うことがある。

(5) 出願資格の審査について

一般入校において、学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者と同等以上の学力を有するとして志願を予定する者は、出願資格の審査のため、各入校試験出願開始日の1か月前までにその旨を記載した文書(様式任意)を提出すること。

必要に応じて、入校志願者及び関係者等と面談を行うことがある。

## 9 願書の提出先

新潟県新潟市西蒲区巻甲12021 新潟県農業大学校長

(郵便番号 953-0041 電話 0256-72-0133)

## 10 受験票

受験票は、出願期間終了後、受験番号を付して出願者本人に郵送する。

## 11 入校考査料 2,200円

上記金額分の新潟県収入証紙を新潟県内の第四北越銀行、大光銀行、各信用金庫、各信用組合等で購入し、「入校願書」に貼付すること。ただし、消印等はしないこと。

なお、入校願書受付後は、原則として入校考査料は返還しない。

県外居住者で新潟県収入証紙を購入することが難しい場合は、ゆうちょ銀行又は郵便局の定額小為替(2,200円分)を購入し、出願書類に同封すること。

## 12 入校試験

### (1) 日時

#### ア 推薦入校試験

令和4年11月4日(金) 午前8時50分から

#### イ 一般入校試験

##### (ア) 前期

令和4年12月9日(金) 午前8時50分から

##### (イ) 中期

令和5年1月27日(金) 午前8時50分から

##### (ウ) 後期

令和5年3月3日(金) 午前8時50分から

### (2) 試験科目

#### ア 推薦入校試験

小論文、数的能力、適性検査及び面接

#### イ 一般入校試験

国語(現代文のみ)、数学Ⅰ、化学基礎又は生物基礎のうち1科目選択、適性検査及び面接

## 13 合格発表

### (1) 発表日時

#### ア 推薦入校試験

令和4年11月15日(火) 午前10時

#### イ 一般入校試験

##### (ア) 前期

令和4年12月20日(火) 午前10時

##### (イ) 中期

令和5年2月7日(火) 午前10時

##### (ウ) 後期

令和5年3月8日(水) 午前10時

### (2) 発表方法

合格者の受験番号を本校正面玄関内(ロビー)に掲示するとともに、本校ホームページ

(<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/nogyodai/> ただし、公開は午前10時以降になる。)により発表す

る。

あわせて、合格者には誓約書のほか入校手続に必要な書類を送付する。

なお、不合格者には通知しない。

(3) 追加合格

合格発表後、入校辞退者が生じた場合には、追加合格者を決定することがある。

14 個人情報の開示等

(1) 個人情報の開示

新潟県個人情報保護条例に基づき、一般入校試験を受験した者は、口頭により以下の試験結果について開示請求することができる。

ア 開示内容

一般入校試験の科目別（国語（現代文のみ）、数学Ⅰ、化学基礎又は生物基礎）得点

イ 開示時期

(ア) 一般入校前期試験

令和4年12月20日（火）～令和5年1月20日（金）

(イ) 一般入校中期試験

令和5年2月7日（火）～3月7日（火）

(ウ) 一般入校後期試験

令和5年3月8日（水）～4月7日（金）

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。時間は午前9時から午後4時までとし、合格発表日は午前10時から午後4時までとする。

ウ 開示場所

新潟県農業大学校職員室（教育科）

エ 請求方法

受験者（本人に限る。）が受験票を持参のうえ、開示場所にて口頭で請求すること。

(2) 個人情報の利用

出願時に本校が取得した氏名、住所その他個人情報は、次の目的以外には利用しない。

ア 入校者選抜（出願処理、受験票発送、試験実施、成績処理等）、入校手続案内、入校者選抜に係る調査・研究等の入校試験事務及びこれらに付随する業務

イ 入校に伴う教務事務（学籍、修学指導等）、学生支援事務（健康管理、奨学資金申請、後援会等）、授業料等の収納事務及びこれらに付随する業務

15 入校手続

(1) 合格者は、校長が別に指定する期日までに誓約書を提出するとともに、必要な書類をそろえ、入校手続を行うこと。

(2) 誓約書を校長が指定する期日までに提出しない者は、合格を取り消すことがある。

16 入校料

本校に入校しようとする者は、5,650円（予定）の入校料を入校手続する際に納めること。

なお、納入した入校料及び書類は、理由のいかんを問わず返還しない。

17 授業料及び寄宿料

学生は、月額9,900円（予定）の授業料及び月額1,980円（予定）の寄宿料を毎月25日までに納めること。

なお、授業料の納付が困難と認められた場合、授業料を減免する制度がある。

18 その他経費

学生は、次の経費が必要となる。

教科書、実習用被服費等の諸経費、海外研修費、食費、学生寮で要する光熱水費、学生自治会費及び後援会費等の経費（1人年間約90万円）

19 就農予定者への修学資金の貸与

就農予定者で一定の貸与要件を満たす者は、選考により、在学中に新潟県農業大学校修学資金を借り受けることができる。

(1) 貸与額

月額16,000円（予定）

(2) 利子

無利子

- (3) 貸与要件
- ア 卒業後、県内において就農を予定する者
  - イ 学業成績が優秀である者
  - ウ 経済的に修学が困難な者
- (4) 卒業後に一定の要件のもと就農した場合は、返還免除を申請することができる。
- 20 奨学金
- 就農予定の有無にかかわらず、独立行政法人日本学生支援機構、新潟県及びその他奨学金制度を設けている機関・団体が規定する基準・要件を満たす者は、選考により、在学中に奨学金を借り受けることができる。
- 21 学生寮への入寮
- (1) 1学年は、原則として全寮制とする。
  - (2) 2学年は、相当な理由がある場合には自宅からの通学を認める場合もある。
- 22 その他
- 募集要項及び入校願書等については、ホームページからダウンロードし印刷して利用するか、本校又は最寄りの農業普及指導センターへ請求すること。

---

### 公聴会の開催について（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、阿賀野都市計画道路の変更の素案について、次のとおり公聴会を開催する。

令和4年5月27日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

- 1 公聴会の日時  
令和4年6月29日（水）午後7時から
- 2 公聴会の開催場所  
阿賀野市岡山町10番15号  
阿賀野市役所 302会議室
- 3 事案の概要  
別紙「阿賀野都市計画道路の変更（新潟県決定）」のとおり。
- 4 素案の縦覧  
新潟県新発田地域振興局地域整備部計画調整課、阿賀野市建設課都市計画建築係において、6月9日（木）まで縦覧に供する。
- 5 公聴会に出席して意見を述べることができる者  
阿賀野市の住民及び利害関係人
- 6 公述申出の方法  
変更の素案について意見のある者は、公述申出期限までに、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した知事及び阿賀野市長宛の書面を公述申出先へ提出することにより申出を行う。
- 7 公述申出期限  
令和4年6月9日（木）(必着のこと。)
- 8 公述申出先
  - (1) 新発田市豊町3-3-2（〒957-8511）  
新潟県新発田地域振興局地域整備部計画調整課  
電話 0254-26-9653
  - (2) 阿賀野市岡山町10番15号（〒959-2092）  
阿賀野市建設課都市計画建築係  
電話 0250-62-2510
- 9 公述人の決定  
公述人を決定したときは、当該公述人にその旨を通知する。なお、公述申出が多数の場合は、意見の要旨を同じくする者の中からそれぞれ抽選を行い、公述人（最大6名）を決定する。
- 10 費用負担  
公述人の陳述に要する費用は、すべて公述人の負担とする。
- 11 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、係員の指示に従って公聴会の会場に入室すること。

なお、会場への入室は、午後6時30分から先着順で行い、公聴会の開催予定時刻前であっても、定員の8名になり次第終了する。

12 公聴会の中止

公述の申出が無い場合は、公聴会を開催しない。公聴会の傍聴を希望する者は、開催の有無について、あらかじめ問合せ先へ確認すること。

13 その他

関連する阿賀野市決定の都市計画道路の変更の素案についても縦覧を行い、公聴会に出席して意見を述べることができる。

14 問合せ先

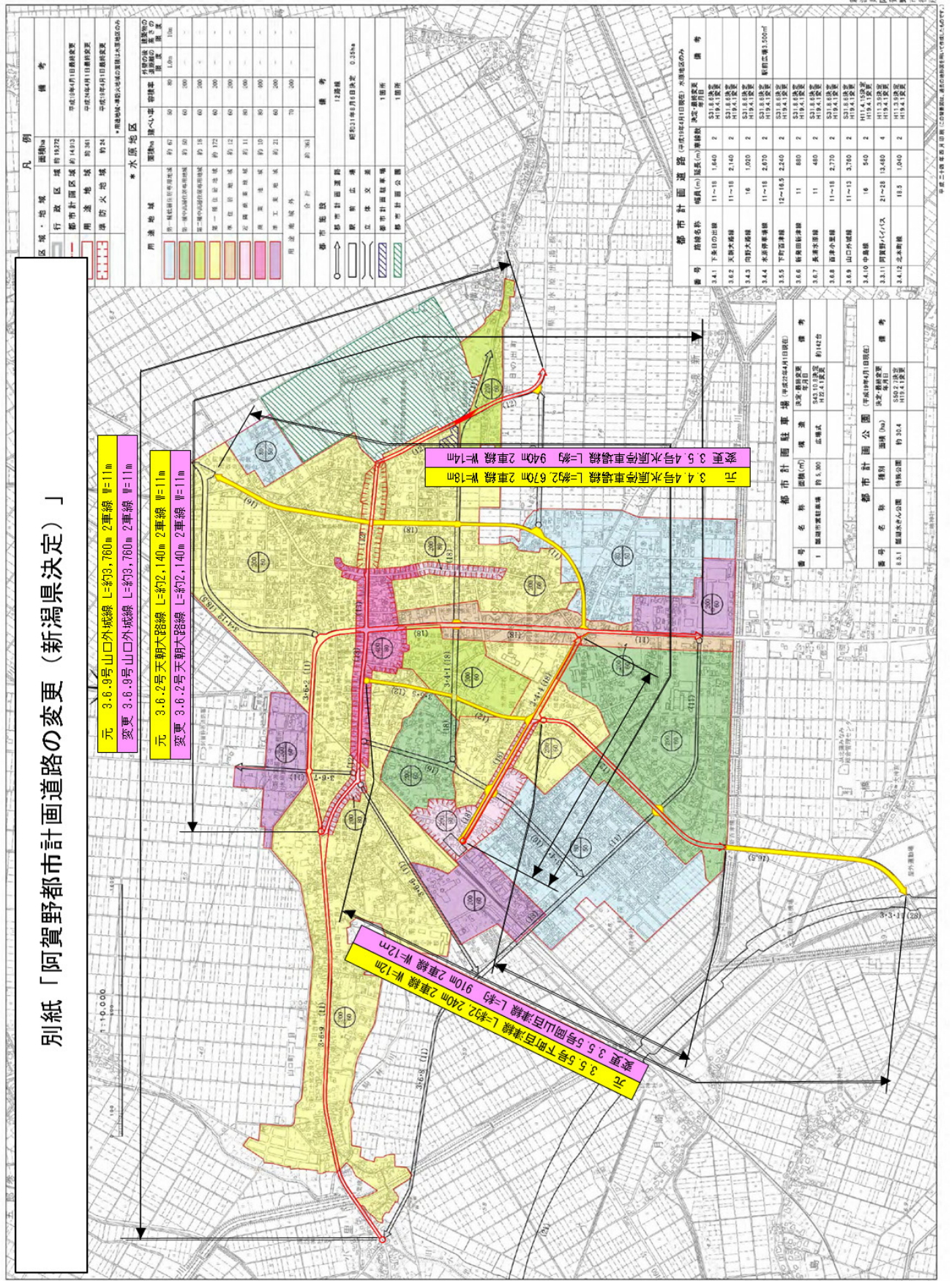
新潟市中央区新光町4番地1 (〒950-8570)

新潟県土木部都市局都市政策課

電話 025-280-5429



別紙「阿賀野都市計画道路の変更（新潟県決定）」



一般競争入札の中止について（公告）

令和4年4月19日付けで公告した「警察官用被服類の製造請負」のうち、「女性警察官用合服上衣」、「女性警察



「女性警察官用合服ベスト」、「女性警察官用合服ズボン」及び「女性警察官用制服用ワイシャツ」について、入札参加資格に適合する参加者がなかったため、入札を中止する。

令和4年5月27日

新潟県知事 花角 英世

#### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、情報系端末装置等賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和4年5月27日

新潟県知事 花角 英世

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達案件の名称  
情報系端末装置等賃貸借
- (2) 調達案件の仕様、納入期限、納入場所等  
入札説明書及び仕様書による。

#### 2 入札に関する必要事項を示す（入札説明書の交付を含む。）期間、場所及び問合せ先

- (1) 期間  
本公告の日から令和4年6月16日（木）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所  
新潟県警察本部警務部会計課契約調度係  
なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
- (3) 問合せ先
  - ア 契約手続に係るもの  
郵便番号 950-8553  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県警察本部警務部会計課契約調度係  
電話番号 025-285-1831（直通）
  - イ 機器等の仕様に係るもの  
郵便番号 950-8553  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県警察本部警務部情報管理課運用管理係  
電話番号 025-285-0110 内線2443

#### 3 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 本調達案件又はこれと同等の調達案件について、納入及び構築実績があることを証明した者であること。
- (4) 本調達案件納入後のアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (7) 4に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

#### 4 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

- (1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出
    - ア 提出期間 令和4年5月27日(金)から令和4年6月16日(木)まで(新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時まで
    - イ 提出場所 郵便番号 950-8553  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県警察本部警務部会計課契約調度係
    - ウ 提出方法 持参又は郵送とする。ただし、郵送による場合は、アの期間内に必着させるとともに、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。
    - エ 提出書類 入札説明書による。
  - (2) 参加資格の確認結果の通知  
提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定する。  
本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和4年7月4日(月)午前11時以降に2(3)アへ問い合わせること。
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 令和4年7月8日(金)午前11時00分
  - (2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部1階入札室
- 6 入札手続
- (1) 入札の方法  
次のいずれかの方法によること。
    - ア 本人(法人にあっては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。
    - イ 本人が作成した入札書を封書にした上、2(3)アに定める問合せ先を宛先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書きし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び5(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り)を令和4年7月7日(木)の午後5時までに新潟県警察本部に配達し、文書收受の手続を受けること。
  - (2) 入札書の名義人  
本人(代理人が入札書を入札執行時に持参する場合は、代理人)に限る。
  - (3) 入札書の記載方法
    - ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。
    - イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の希望する落札価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。その他は、入札説明書による。
  - (4) 落札者の決定方法  
入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって有効な入札をしたものを落札者とする。
- 7 無効入札  
入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- 8 入札保証金  
入札金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第43条第1号に該当する場合は、免除する。  
なお、複数の方法による保証は、認めない。
- 9 契約保証金  
入札金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の10に相当する金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。  
なお、複数の方法による保証は、認めない。
- 10 その他

- (1) 誓約書の提出  
暴力団等の排除に関する誓約書については、入札説明書による。
- (2) 不当介入に対する通報報告  
契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合は、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。
- (3) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い  
ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、申請者の負担とする。  
イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、申請者に無断で使用しない。  
ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。
- (4) 苦情申立て  
本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年6月新潟県告示第1221号）により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。  
なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。
- (5) その他  
ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。  
イ 本公告に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則及び日本国の関係法令の定めるところによる。

## 11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products or services to be procured:  
Leasing contract for information terminal units and related devices
- (2) Date, time and place for the opening of bids and tenders:  
Date: Friday, July 8, 2022  
Time: 11:00 a.m.  
Place: Niigata Prefectural Police Headquarters Building  
First Floor, Contract Bidding Room  
4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi  
Niigata-ken, JAPAN
- (3) For more information, contact:  
Accounting Division, Police Administration Department  
Niigata Prefectural Police Headquarters  
4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi  
Niigata-ken, JAPAN  
〒950-8553  
Tel 025-285-0110 EXT. 2234

## 病院局公告

### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、凍結組織切片作成装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和4年5月27日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

#### 1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量  
凍結組織切片作成装置 一式
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。



- (3) 納入期限  
令和5年3月31日(金)
- (4) 納入場所  
新潟県立がんセンター新潟病院
- (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

## 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
郵便番号 951-8566  
新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3  
新潟県立がんセンター新潟病院経営課  
電話番号 025-266-5111 内線2312

- (2) 入札説明書の交付方法  
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

## 4 入札、開札の日時及び場所

令和4年6月6日(月)午前10時00分  
新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

## 5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
免除する。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札の無効  
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法  
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 契約の停止等  
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (8) その他  
ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)  
イ 詳細は入札説明書による。

---

特定調達契約の契約者等について(公告)

---

特定調達契約について契約者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年5月27日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

- 1 調達件名及び名称  
医療情報システム運用保守業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県病院局業務課 新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法  
購入等
- 4 契約方式  
随意契約
- 5 契約日  
令和4年4月1日
- 6 契約者の氏名及び住所  
株式会社BSNアイネット  
新潟市中央区米山2丁目5番地1
- 7 契約金額  
139,782,060円
- 8 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号

---

#### 特定調達契約の契約者等について（公告）

特定調達契約について契約者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年5月27日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

- 1 調達件名及び名称  
病院業務の電算処理業務並びにコンピュータ管理業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県病院局業務課 新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法  
購入等
- 4 契約方式  
随意契約
- 5 契約日  
令和4年4月1日
- 6 契約者の氏名及び住所  
株式会社BSNアイネット  
新潟市中央区米山2丁目5番地1
- 7 契約金額  
254,191,080円
- 8 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号